

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1. 計画策定の趣旨

近年、少子化が急速に進行し、平成 25 年の合計特殊出生率は 1.43 となっています。平成 17 年の合計特殊出生率 1.26 と比べてやや上昇しておりますが、生涯未婚率の増加、出産年齢の高年齢化や出産する子どもの数の減少等、結婚や出産・子育てに関する希望がかなう社会の実現に向けて、引き続き子ども・子育て支援対策の推進が求められています。また、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日頃の子育てにおいて祖父母や地域住民等からの協力・支援を得ることが困難な状況となっています。さらに、女性の就業率の上昇による共働き家庭の増加や男性の非正規雇用割合の高まり、また、仕事と子育ての両立の困難さから出産を機に退職する女性が少なからず存在しています。それら子育て家庭、地域、就労環境等の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は、子育て家庭の孤立化や不安・負担感の増加につながることからも、地域社会を含めた社会全体で子ども・子育てを支援していくことが必要です。

国においては、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」を制定するとともに、10 年間の时限立法として「次世代育成支援対策推進法」を制定し、国、地方公共団体、事業主が一体となった次世代育成支援対策を進めてきました。平成 16 年には、「少子化社会対策基本法」に基づく「少子化社会対策大綱」を制定し、その実施計画として「子ども・子育て応援プラン」を策定し、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進してきました。平成 22 年には、「子ども・子育てビジョン」を策定し、少子化対策から子ども・子育て支援の視点も含め、子どもが尊重され、育ちが等しく確保できる社会の実現をめざしています。

これらのさまざまな少子化対策を講じながらも、さらに少子化が進行していることから、子どもが欲しいという希望がない、子育てしやすい社会についていくために、平成 24 年に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部を改正する法律」、「関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）」のいわゆる「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、それに基づく「子ども・子育て支援新制度」が始まります。そこでは、家庭が子育てについての第一義的責任があるとの認識のもと、学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、子どもの視点に立った子ども・子育て施策の充実を図ろうとしています。

本市では、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、平成 17 年に「藤井寺市次世代育成支援行動計画」、平成 22 年にその継承計画となる「藤井寺市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育てを楽しみ、子どもがのびのびと健やかに育つまちに向けて、児童福祉施策、教育施策等、各施策の総合的・計画的な推進を図ってきました。

しかし、本市においても少子化や地域のつながりの希薄化等、社会環境の変化により、保護者が子育てについての悩みを身近な人に相談できなかったり、子どもの育ちに大切な人の交流や社会体験の機会が減少しているなどの子育て課題が顕在化しています。

今回、これらの動向や子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義や次世代育成支援対策推進法の延長を踏まえ、藤井寺市の子ども一人ひとりが健やかに成長できる社会を実現することを目的に、「藤井寺市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づく法定計画として作成するものであり、本市における就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた計画を定めるものです。

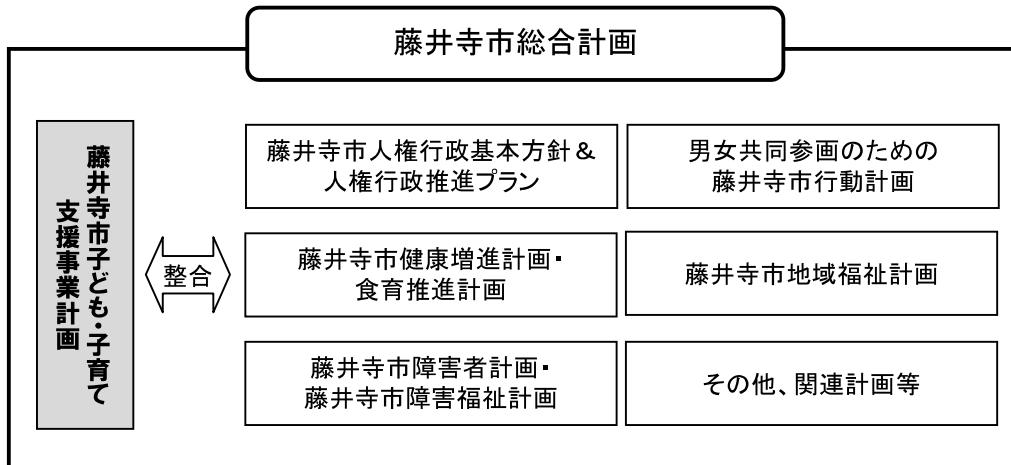
### 【子ども・子育て支援法(第61条)】

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

加えて、本計画は次世代育成支援対策推進法の延長に伴い、同法に基づく「藤井寺市行動計画」を包含する計画として位置づけるとともに、母子保健計画も包含した計画としています。

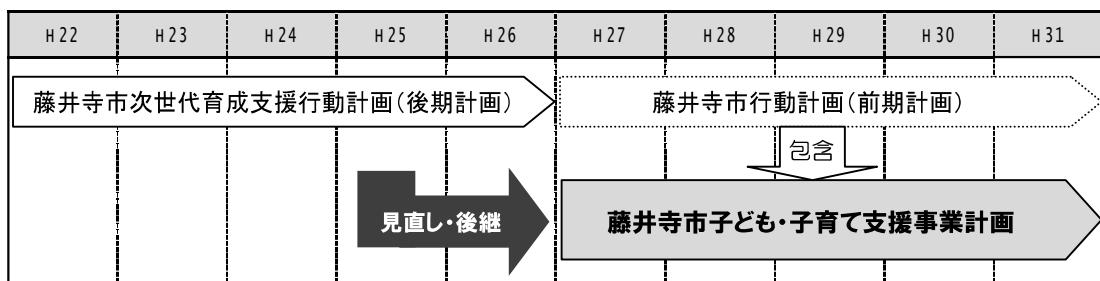
なお、本計画は、「藤井寺市総合計画」を上位計画とし、「藤井寺市人権行政基本方針&人権行政推進プラン」を踏まえ、「藤井寺市健康増進計画・食育推進計画」、「藤井寺市障害者計画・藤井寺市障害福祉計画」、「男女共同参画のための藤井寺市行動計画」、「藤井寺市地域福祉計画」等の分野別の計画とも整合を図り、分野横断的に子ども・子育て支援を充実させていくものとします。

### ■関連計画との位置づけ



### 3. 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、平成27年度を初年度とし平成31年度までの5年間を計画期間とします。併せて、「次世代育成支援対策推進法」に基づく藤井寺市行動計画（前期計画）と一体のものとして策定するものです。



### 4. 計画策定の体制

#### ●子ども・子育て会議の設置及び審議を実施

計画の策定にあたっては、子ども・子育てに関する総合的な検討を図るため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者等で構成された「藤井寺市子ども・子育て会議」を設置し、計画策定に際してさまざまな意見をいただきました。

#### ●アンケート調査を通じた市民ニーズの把握

計画策定に先立ち、幼児期の教育・保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握するためにアンケート調査を実施しました。

#### ●本計画に対するパブリックコメントを実施

本計画について、市民から幅広い意見募集のため、計画案に対するパブリックコメントを実施し、市民の意見を求めました。